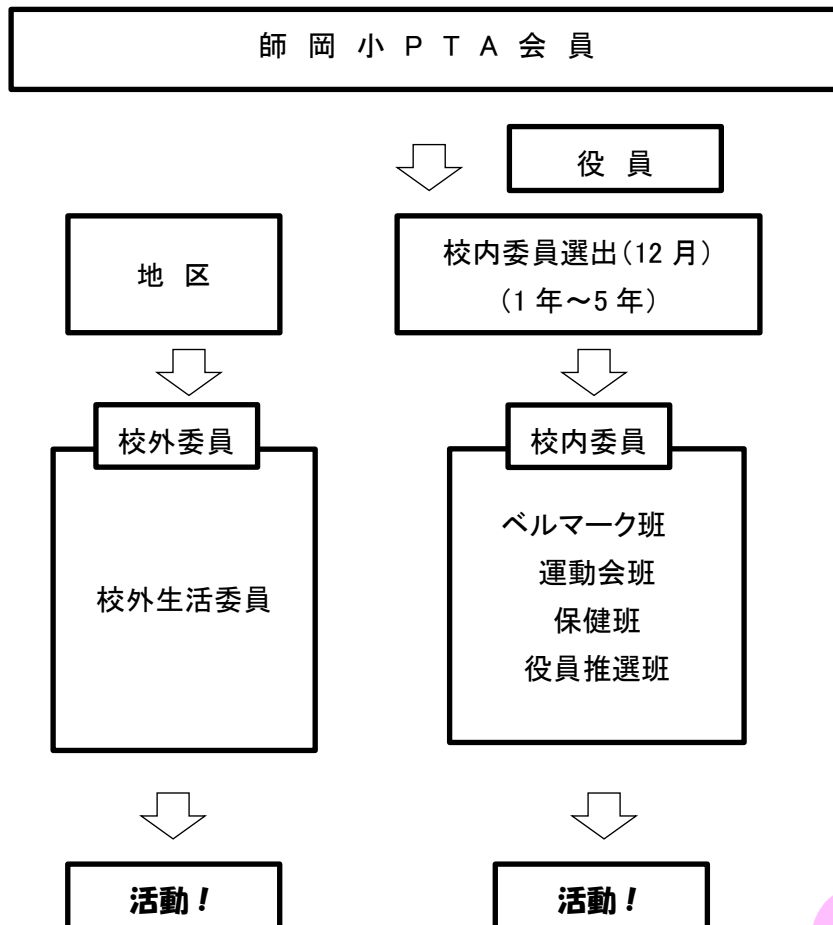




卒業まで保存

PTAのしおり

師岡小学校 PTA は、会員一人ひとりが、個人または委員会活動・お手伝い活動を通して、子どもたちが学校生活をよりよく過ごせるようにサポートしていく事を目的として活動しています。



ごあいさつ

PTA役員・会計監査一同、楽しく充実した活動をしていきたいと考えていますので
どうぞ、よろしくお願い致します。

このパンフレットをご一読の上、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い致します。

なお、ご質問がございましたら、懇談会や総会等でお気軽にお問い合わせください。

1. ほくたち、わたしたちの師岡小学校 ～PTAとは～

2. 各委員会の位置づけ

3. 活動内容のご紹介

4. 各委員会委員および各委員長・副委員長の選出について

5. 運営委員の特典付与について

6. 師岡小学校PTA規約

7. 校外生活委員会より

- 立哨・資源回収場所見回り・地域パトロールご協力のお願いについて
- 資源回収についてのお願い

ぼくたち、わたしたちの師岡小学校

PTA とは

Parent (父母)

Teacher (先生)

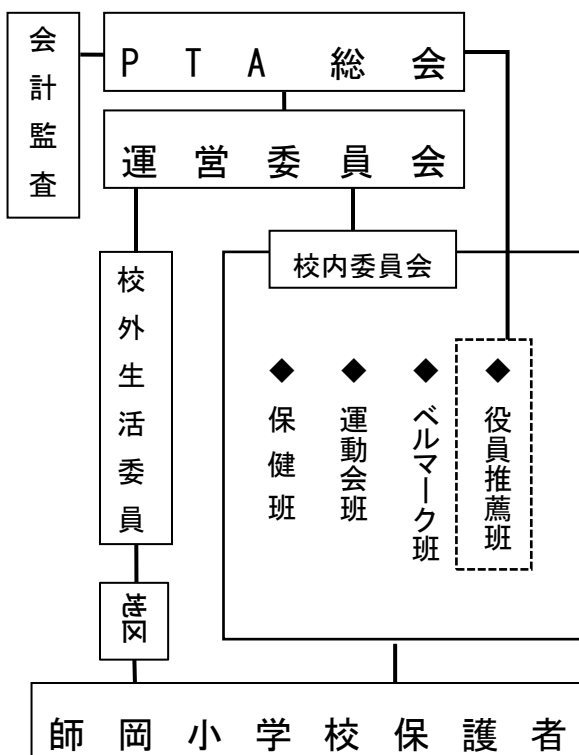
Association (会)

の略称で、日本に導入された当時は、「父母と教職員の会」などと訳されていました。

この名前の通り、PTA とは「保護者と教職員が協力して、児童の幸福で健全な成長を図る」ことが目的です。

師岡小学校では、「ぼくたち、わたしたちの師岡小学校」というスローガンのもと、保護者ひとりひとりが、師岡小のサポーターとなり、「わが子」のためだけでなく、「我が校の子」のために、地域に寄り添い、子どもたちの学校生活のために活動していきたいと考えています。

師岡小学校の PTA 組織について



師岡小学校には5つのクラス委員会があります。地区から選出される校外生活委員以外の役員推薦班、ベルマーク班、運動会班、保健班は2年～6年生の保護者の中から前年度のアンケートにより選出されます。

(詳しい選出方法は別紙をご覧ください。)

児童ひとりにつき少なくとも6年間のうち一回は、校内委員としてご協力ください。

(校外生活委員は除く)

PTA 会員全員がサポーター！全員参加の師岡小 PTA をめざして！ぜひ積極的に参加してください！

各班から選ばれた班長・副班長は協力しあって、委員会を組織運営し、月一回開かれる運営委員^{*1}会に年数回参加し、校長先生、副校長先生や PTA 会長をはじめとする役員^{*2}と情報交換をしたり、学校の様々なことについて意見交換をしたりします。

*1 運営委員：委員長副委員長+役員+校長副校長教務主任の先生

*2 役員：会長・副会長・会計・書記

各委員会の位置づけ

◇運営委員会とは◇

学校長・副校長・PTA 会長・PTA 副会長・会計・書記に加えて、各校内委員会の正・副班長および校外委員正・副委員長のメンバーで構成されます。毎月1回開催され、いろいろな情報交換や各委員会の活動予定、報告がなされます。

【主な活動内容】

運営委員会開催(月1回)、PTA総会開催(年 2 回)、PTA主催行事の企画・運営(親子工作教室等)、学校行事のお手伝いや常置委員会との調整等

◇ベルマーク班とは◇

教育の向上をはかるため環境の整備に協力します。

【主な活動内容】

ベルマーク集計(年 2 回)

◇運動会班とは◇

運動会——学校と協力して運動会が円滑に進むように協力する。

【主な活動内容】

運動会準備、お手伝い、パトロール

◇保健班とは◇

学校保健に協力して体育保健の向上、児童の福祉厚生をはかり教育環境の整備を行います。保健知識を自らも学びながら子供達の豊かな成長のための支援に積極的に努めています。

【主な活動内容】

学校保健委員会開催(年2回)

給食試食会開催(年 1 回)

白衣点検

◇役員推選班とは◇

役員候補者を2月総会で推選および、校内委員選出をするお仕事です。推選委員は 4 名以上の代表、教職員代表2名、運営委員代表1名とし、班長は役員推薦班の互選によります。

◇校外生活委員会とは◇

学校・社会教育団体と協力して児童の校外指導に協力します。

【主な活動内容】

常置委員会開催(年 9 回)

スクールゾーン対策協議会開催

立哨、パトロール、資源回収の当番表作成等

子ども 110 番の家の募集、管理等

師岡小学校 校内委員選出について

校内委員会活動は、できるだけ多くの父母が委員として参加できるよう、個々の諸事情を考慮し、できる範囲で行っていただきます。

校内委員活動は、従来の活動よりも大幅に削減されています。

校内委員会

- 運動会班** ・ ・ 運動会のお手伝い（運動会前の打ち合わせ・当日のパトロール等）
- ベルマーク班** ・ ・ 年2回のベルマーク活動（回収・集計・発送作業等）を行います。
- 保健班** ・ ・ 保健知識を児童と共に自らも学びながら、白衣の修繕・給食試食会の
の
企画・運営・学校保健会（年2回）への参加を予定しています。
- 役員推選班** ・ ・ 本部役員候補者・校内委員を推選するお仕事です。
本部役員・校内委員募集のアンケート作成・配布・班決め当日のお手伝いをします。電話での勧誘作業はありません。
本部役員も一緒に活動します。

※各班の活動日（土日開催可）や活動方法は班の中で決めて頂きます。

校外生活委員会

地域の協力を得ながら、学校とともに子どもたちの校外活動を支援します。

委員の選出は、各地域で行われます。校外委員と校内委員は兼任できません。

委員選出方法

- ・ 学年別で運動会班・ベルマーク班・保健班・役員推選班を選出します。
 - ・ アンケート集計後、人数が足りない場合は学年別に再募集させていただきます。
- また、人数が多い場合は本部役員で抽選させていただきます。
- ・ 児童1名につき6年間で1回、委員を担当していただきます。原則として委員経験のない方に引き受けていただきます。
 - ・ 校内委員に決定した方には3月までにお便りを配布いたします。

※活動の内容は変更になる可能性があります。

【運営委員・班長・副班長の特典付与について】

P T A 運営委員会のメンバーには、以下の特典が付与されます。

＜特典付与対象の運営委員会メンバー＞

本部役員（P T A 会長、副会長、会計、書記）及び各校内委員会の正・副班長（会計監査は除く）

【特典①】卒業式の優先入場チケット配布

- ・運営委員経験者には、卒業式において優先入場出来るチケットをお渡しします。
 - ・P T A 活動を行った対象のお子様一名が卒業時のみ対象です。
 - ・平成28年度の卒業式から導入し、元運営委員経験者も対象とします。
 - ・席の確保は2席まで（親族のみ）とします。（※席の場所は自由に選択可能）
 - ・対象者にはお手紙（チケット同封）を配布予定です。
 - ・当日は一般の入場時間の10分前までに集合願います。
（遅れた場合は、一般入場の列にお並び頂くこととなりますのでご注意ください。）
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、内容が変更する場合があります。

【特典②】運動会の昼食場所確保の優先入場チケット配布

- ・運営委員（当年度に活動している方のみ）には、運動会当日の昼食場所確保のための優先入場出来るシール（胸に貼るもの）をお渡しします。
（5月の運営委員会にて配布予定）
- ・運動会当日の朝、一般の開門時間より10分前までに集合とします。（南門のみ）
- ・確保する場所は、決められた範囲内であれば自由とします。
- ・当日の朝は、運営委員会もしくは運動会班が門に立ち、対象者の確認や誘導を行うこととします。

※運動会の開催方法で昼食をはさまない場合は無効となります。

※H28年度導入

【本部役員の特典付与について】

※本部役員とはP T A 会長、副会長、会計、書記のことです。会計監査には特典はつきません。

【特典③】卒業式の優先入場チケット追加事項

- ・特典①と同様ですが、本部役員は全ての子供が対象となります。（未就学児も含む）

【特典④】校外委員免除

- ・本部役員は校外委員免除とします。ただし、その地域に十分な家庭数がない場合はその限りではありません。

※令和2年度導入

横浜市立師岡小学校PTA規約

第 1 章 名称・事務所

第 1 条 この会は、横浜市立師岡小学校PTAといい、事務所を師岡小学校におく。

第 2 章 目的・活動

第 2 条 この会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における、児童や青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的をとげるために、次の活動をする。

1. 会員相互の教養の向上と親和を図る。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童青少年の生活を補導する。
3. 児童、青少年の教育環境の充実に努める。
4. 児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体、および機関と協力する。

第 3 章 方針

第 4 条 この会は、つぎの行為をしてはならない。

1. 特定の政党や宗教に偏ったり、この会または役員の名で公私の選挙の候補者を推選すること。
2. もっぱら営利を目的とする行為、または学校の人事、その他管理に干渉すること。

第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員となることのできるものは、つぎの通りである。

1. 師岡小学校に在籍する児童の保護者。
2. 師岡小学校教職員。

第 6 条 この会の会員はつぎの会費を納めるものとする。

第 5 章 会 計

第 7 条 会費は1世帯あたり月額400円、12か月とする。

第 8 条 この会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入によってまかなう。

第 9 条 この会の運営は、総会において議決された予算をもとに行う。

第 10 条 この会の決算は、総会に報告し、承認を得なければならない。

第 11 条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

第 6 章 役 員

第 12 条 この会の役員はつぎの通りとする。

1. 会 長 1名 (父母)
副会長 2名以上 (父母)
会 計 2名以上 (父母と副校長)
書 記 2名以上 (父母と教員)
顧 問 若干名
2. 役員は他の役員、会計監査委員または役員推選班を兼ねることはできない。

第13条 役員は、**役員推選班**の推選により2月総会の承認を得なければならない。但し、顧問は運営委員会の推選により、会長が委嘱する。

第14条 役員の任期は2年とする。但し、再任をさまたげない。

第15条 役員に欠員を生じた時は、運営委員会で推選し、総会の承認を得る。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第16条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第17条 書記は会長の指示に従って、この会の庶務を行ない、会計は会計事務を処理する。

第7章 会計監査

第18条 この会の経理を監査するために、**2名以上**の会計監査委員（父母）をおき任期は1年とする。

第19条 会計監査委員は、総会で選出し必要に応じ会計監査を行う。

第8章 役員候補者推選班

第20条 役員の候補者を推選するときは、役員推選班（以下「**推選班**」という）をおく。

第21条 推選班の数と選出の方法は細則で定める。

第9章 総会

第22条 総会は会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。

第23条 総会は定期総会、および臨時総会とする。

1. 定期総会は、5月、2月または3月に開催する。

2. 臨時総会は、運営委員、全委員会が必要と認めた時、または、会員の10分の1以上の要求があった時開催する。

第24条 総会は、会員の5分の1以上の出席を必要とし、議事は出席者の過半数で決する。但し、委任状を認める。

第25条 全委員会は、役員、PTA委員、校外委員ならびに全教職員をもって構成する。

第26条 全委員会は、総会につぐ決議機関で、会長が必要と認めた時、または第25条に定める構成員全員の3分の1以上の要求があった時開催し、議事は出席者の過半数で決める。

第10章 運営委員会

第27条 本会を運営するために、運営委員会を設置する。

第28条 運営委員会は、役員、校長、**校外委員長**、副委員長、**各班長**、**副班長**をもって構成し、会務の処理に当たる。

第11章 校内委員会

第29条 この会の目的を推進するために必要な委員会を設置する。

1. **各校内委員会**の委員は、PTA委員、教職員で構成し、**班長**1名

(父母)、**副班長**1名(父母、但し校外生活委員会のみ**2名以上**)

2. **班長**、**副班長**の選出は委員の互選。

3. **校内委員会**の活動については細則に従う。

第30条 この会が必要と認めた時は、運営委員会の承認を得て特別委員会をおくことができる。これについては細則に定める。

第 12 章 細 則

第31条 この会の細則は運営委員会の議決を経て定める。議決には運営委員の3分の2以上の出席を必要とし、議事は出席者の3分の2以上をもって決する。またその結果を次期総会に報告しなければならない。

第 13 章 改 正

第32条 この規約は、総会で、出席の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。また、改正案は総会開催以前に全会員に知らせなければならない。

細 則

1. 役員推選班、校内委員、校外生活委員の選出。

(1) 推選班は代表4名以上、教職員代表2名、運営委員代表1名とし、班長は推選班の互選による。

~~(2) 推選班はその任務が終了した時に解任される。~~

(3) 校内委員は、立候補および推選班による厳選な抽選により選出し、各班に所属する。但し、児童1人に対して2回以上校内委員に選出される場合、班長・副班長の選出を辞退することができる。

(4) 校内委員の任期は1年とし、再選はさまたげない。

(5) 校外生活委員は、各地区父母より1～2名を選出する。

(6) 校外生活委員の任期は、2月から翌年の3月末までとし、再選はさまたげない。

~~(7) 推選委員に欠員を生じた場合は、代表の再選により補充をする。クラス委員、校外生活委員に欠員を生じた場合は、委員会が補充を必要と判断した場合のみ学級および地区より補充する。~~

(8) 役員、校内委員、校外委員は同じ年1つのみしかしてはならない。

2. 委員会・特別委員会

(1) 委員会は、保健班、運動会班、ベルマーク班、役員推薦班の4班および校外生活委員とする。

~~○広報委員会——P T A活動を盛んにし、会員相互の理解を深めるため、広報活動を行う。~~

~~○成人教育委員会——会員の教養を高め、親睦をはかるための計画を立て実行にあたる。~~

○保健班——学校保健に協力して、体育保健の向上、児童の福祉厚生をはかり教育環境の整備にあたる。

○ベルマーク班——教育効果の向上をはかるため学年・学級P T Aの運営ならびに環境の整備に協力する。

○運動会班——学校と協力して児童の運動会が円滑に進むように協力する。

○役員推選班——役員
の推選および校内委員の選出を行う。

○校外生活委員会——学校・社会教育団体と協力して児童の校外指導に協力する。

(2) 班長は、必要に応じて委員会を開くことができる。

(3) 特別委員会の委員長は、会長が指名する。

(4) 特別委員会の委員長は、運営委員会に出席できる。

(5) 特別委員会は、任務が終了したとき解散する。

3. 交通費

交通費——P T A活動の為に、交通機関を利用する場合は、それに要した実費を支払う。

4. 個人情報の取り扱い

個人情報保護法の主旨に則り、この会の会員は名簿、連絡網等の個人情報の取り扱いに留意し、目的外に使用しないこと。また、年度末やその目的が終了した時点で速やかに破棄すること。

昭和47年	5月16日	制 定
昭和48年	3月11日	一部改正
昭和50年	4月 1日	一部改正
昭和52年	4月 1日	一部改正
昭和56年	2月23日	一部改正
昭和63年	4月 1日	一部改正 (第7条)
平成 2年	4月 1日	細則一部変更
平成12年	4月 1日	細則一部変更
平成15年	5月16日	一部改正
平成20年	4月 1日	細則一部変更
平成21年	4月 1日	一部改正 (第12条)
平成24年	1月16日	細則一部変更
平成24年	2月17日	一部改正 (第13条、第23条、第26条、第31条)
令和4年	2月21日	一部改訂 (第10章、細則一部変更)